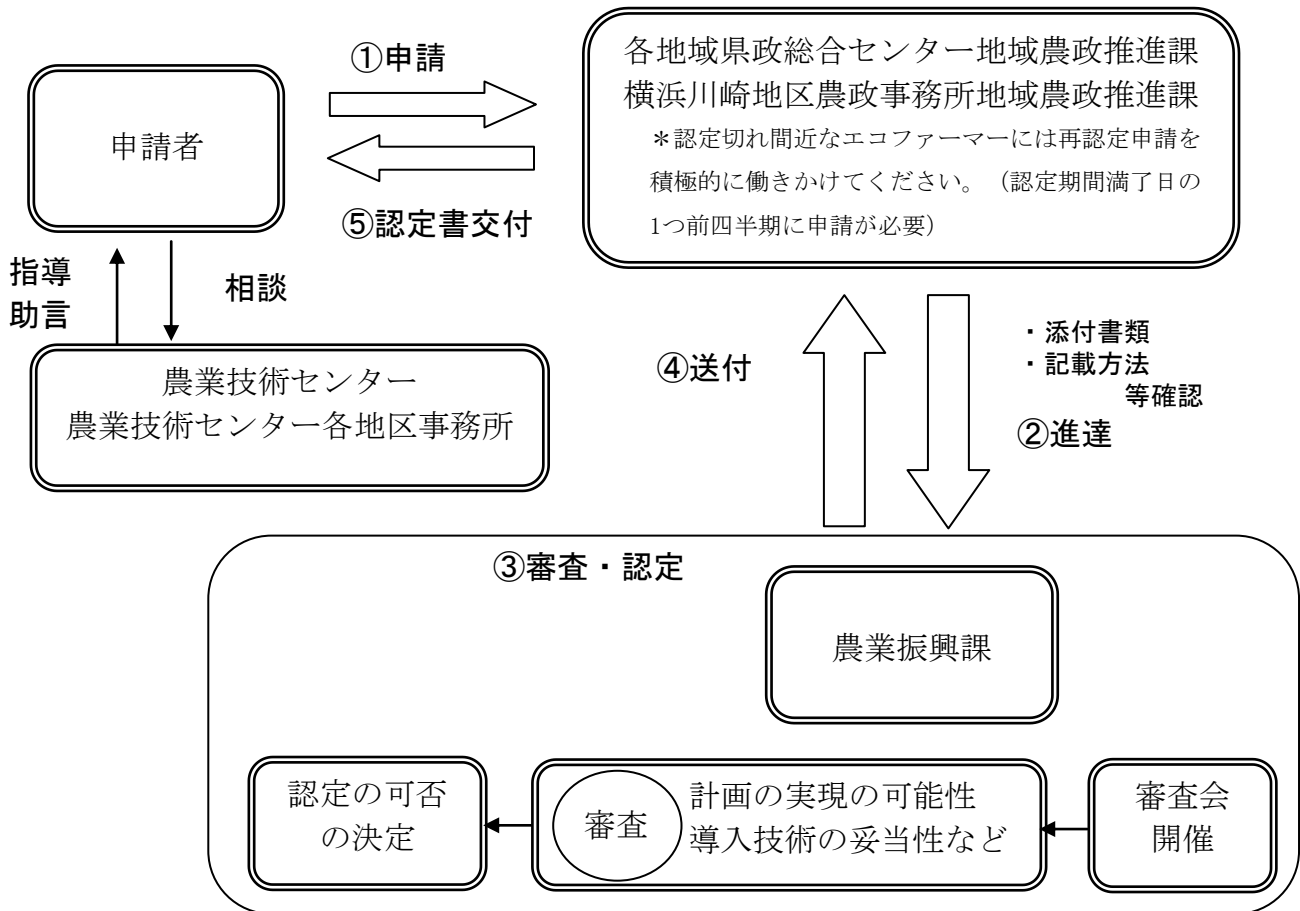


エコファーマー認定の流れ

1 申請から認定まで

	申請期間	審査会開催月	認定
第1四半期	4/1～15	5月	6月
第2四半期	7/1～15	8月	9月
第3四半期	10/1～15	11月	12月
第4四半期	1/4～19	2月	3月



* 「申請書を修正の上、審査委員長の承認を受ければ認定」とされた場合は、地域農政推進課が申請者と農業技術センターと相談しながら修正し、農業振興課に提出する。(農業振興課から委員長に提出し、承認を得れば認定する。)

2 認定後

毎年4月30日までに、実施状況報告書を提出

提出先：各地域県政総合センター地域農政推進課
横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課

* 実施状況報告書の提出がない場合は、認定取消の対象となることがあります。